

平成26年北秋田市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 平成26年3月10日（月）午後1時30分から午後3時10分

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 大会議室

3. 出席委員（33名）

1番 金田悦子	2番 小野安則	4番 簾内豊
5番 佐藤篤史	6番 太田兵一	7番 三沢定幸
8番 三沢博隆	9番 佐藤茂延	10番 熊田進
12番 柏木勲	14番 柴田英一	15番 柴田喜代志
16番 畠山正敏	17番 畠山隆生	18番 長崎成人
19番 庄司憲三郎	22番 齊藤富美雄	23番 嘉成久雄
24番 長岐亮仁	25番 檜岡悦子	26番 春日正一
27番 加藤隆悦	28番 佐藤利子	29番 佐藤哲也
30番 三浦剛	31番 杉渕涉	32番 佐藤稔
33番 宮腰文義	34番 春日祥光	35番 木村正彦
36番 藤岡茂憲	37番 成田光弘	38番 後藤久美

4. 欠席委員（4名）

11番 布田久人	13番 松浦義春	20番 近藤利紀
21番 湊 広		

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第 1号	会務報告
第 2	報告第 2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第 3	議案第11号	非農地証明交付申請の承認について
第 4	議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 5	議案第13号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 6	議案第14号	北秋田市農業委員会平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価（案）及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

7. 出席した事務局職員

事務局長 長 岐 正 美 副主幹 金 田 浩 樹 主査 鈴 木 潤

8. 議事録署名委員

35番 木 村 正 彦 36番 藤 岡 茂 憲

9. 会議の概要

事務局	ご苦労様です。只今より平成26年北秋田市農業委員会第4回総会を開催いたします。会長からあいさつをお願いします。
会 長	会長あいさつ (省略)
議 長	3月の定例総会を開催したいと思います。出席状況から報告いたします。委員37名中、欠席届が出されておりますのが、11番布田久人委員、13番松浦義春委員、20番近藤利紀委員、21番湊広委員の4名からの欠席届が出されております。37名中33名が出席しており、定足数に達しておりますので総会成立となります。それでは第4回総会を始めたいと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	議事録署名者の指名であります。当職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め当職より指名をいたします。35番木村正彦委員、36番藤岡茂憲委員のご両名をお願いをいたします。それでは案件に入ります。「報告第1号会務報告」を事務局よりお願いいたします。
事務局	「報告第1号会務報告」議案書により説明。 (詳細省略)
議 長	会務報告でありますので、ご了承頂きたいと思っております。次に「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題として事務局の説明

を求めます。

事務局 「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」議案書により説明。

(詳細省略)

議長 報告第2号について事務局より説明して頂きました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

15番 15番柴田です。合意解約の報告ですので問題ないと思いますが、解約の理由については精査するものですか。新たに借りる人がいるとか、あるいは売買するとかできないとか。農業委員会の方でアドバイスしたりするのですか。

議長 事務局の説明願います。

事務局 窓口で聞き取りできる範囲で聞き取りしております。例えば、他者との貸借・売買といった今後どのように耕作するとかは窓口で分かる範囲で確認はしております。以上です。

15番 15番柴田です。駄目だとかで戻したりとか、そういうのはないですか。

事務局 18条の届出は合意解約ですので、こちらから戻したりすることはありません。以上です。

9番 9番佐藤です。確認ですが、合意と言いましたけども、建て前は合意であっても、よく聞かれるのが「条件の悪い場所は返してきている」「返された」という話をよく聞かれます。他者と賃借のためとありますけど、他者というのは確実に相手があつての合意解約ですか。ただそこまでは確認してないといえればそれまでだと思いますが。もう少し内容があつたら教えて下さい。

議長 事務局お願いします。

事務局 18条の届出の時点で次の耕作者が決まっている場合もございませし、聞き取りで自分が耕作するわけではない。また他の人に貸す場合も他者との貸

借というのを記入してもらっています。ですからすべて次の耕作者が決まってから合意解約があがるわけではありません。以上です。

9番 9番佐藤です。合意解約に反対ではないのです。最近、農林課の方でも今まで自己保全が3年以上の場合、補助金の対象から外すような話が出たのですが、農林課に行くとそういう場所はすべて返してという指導が出ているようです。返された人が困るとなれば、耕作困難な場所は雑種地、原野とかに直せばいいような話が出てくるようです。聞き違いなのか、その当時に農林課の方で指導していたのか分かりませんが、そういう方法もあるということ最近聞かされている。鷹巣の場合でも沢部の方で何町歩も「返した・返された」とかで、困っていると聞きますので、確認の意味で聞いたのです。最近農家が困っているような気がします。会長さんにはお願いですが、もしこのような話が出てきているので、何かの機会にみんなで討議するような場所を設けてやらなければならないと考えます。配慮よろしくをお願いします。

議長 事務局、今の質問に対してどうですか。

事務局 農林課の内容について私たちは聞いておりません。ですが、両者合意で解約しますという届出で、こちらはそのように受け取っております。

議長 農林課で良い悪いと言う事ではないと思うし、農林課が雑種地と判断するものではないです。

9番 9番佐藤です。雑種地なのか原野にするのかという方向で話をしたというのですが、今まで我々の場合は簡単に地目変更ができないと認識してきたが、農家からいろんな話が出ていたのであれって思ったのです。私が農林課に確認していないのですが、農家から相談されてできるものなのか聞かれたので、今まで出来なかったですし簡単にはできないと伝えております。

議長 雑種地というのは転用しなくてはいけないので、農林課がいいと言ったところでそのままでは地目変更にはならない、やはりここで審議しなければならない案件となります。

最近いろんなところで話を聞きますが、今の中間管理機構にしても条件のいいところは借りる。借りる相手がいるところは受けるということですが、借りる相手もいないところは借りない、借りても返すという形になってい

る。今農家の方々が使っていない農地、作付が困難なところを全部貸して今までは転作であればカウントされたが、これからそのカウントが無くなる。無くなった場合に借りている農家の方々は使えないところは借りないと思います。これからは返していく部分が多いだらうと思います。国とか県で説明する段階で、そういうところは転用した方がいいよと簡単に言っております。先日、JAあきた北央で受託部会があった時に農林省から直接来て中間管理機構に対する説明があったときに、遊休化あるいは遊休化しつつあるところはどうするのかということで話を聞いたら、そういうところは転用した方がいいよということであった。じゃあ、簡単に転用できますかと逆に質問しました。特に平成21年12月から施行された新農地法によってかなり厳しくなっているはずですが。それをどう考えるかと聞いたところ、あまり具体的な説明はありませんでした。国の方では簡単に物事を考えているようで、実際に現場に来ると簡単に転用するのは難しい状態にあると思います。いずれこの中間管理機構を進めていくとすれば、作付困難な農地は段々と転用しなさいということになるのかなと考えてはいます。これからは転用を進める形になるのではないのかなと思います。これからの研修も14日の委員研修がありますので、そこに参加した場合にはそれなりの質問をしていただきたい。事務局、あるいは会長からの明確な答弁できないところを研修会等で質問していただければと思います。直接の担当じゃないと国の方でも明確な答えを出してくれないような曖昧な返事で終わってしまう。どこまでもつつこんでいくと途中でごまかされる。「まだそこまでは話をしてないとか」「そこまでは答えられないとか」という形になってしまう。その辺がまだ私としても佐藤さんに対する答えというのができないということです。中間管理機構については、まだまだこれから勉強会が必要だろうし、固まった部分がないような感じです。また各市町村に計画をどうするか、中間管理機構を進めていくとすれば市町村でどういう計画を立てるのが一番の問題なってくると思います。それを基本にしながら進めると思います。その計画の段階までまだ市には来ていない。どこの市町村もやっていないように思っています。各県に中間管理機構の事務局を置く公社の方でもはっきりとした、これからの進み方がまだ打ち出してしていないのでこれからだと思います。我々農家にとっては今年の分に関して、何とか今までどおり進めていかなければならないと思いますが、来年はどうするか。今年借りた分また来年条件が悪ければ返していいのかどうなのか。返された人のことも考えなくてはいけない。そしていろんな意見をぶつけていかなければならない。現場の声を中央にぶつけていくというのが一番大事だろうと考えます。そのためには日本農業法人協会

の藤岡会長さんの力がすごく大きいと考えておりますので、もし今の段階で藤岡さんのところでコメントがあったら出していただければと思います。

2 番 2 番小野です。いま会長が言ったとおり、これから先 4 年後に転作が廃止になるとすれば当然大規模農家は沢田を返すだろうと思います。返された方も困りますが、農家の方も持っていて維持管理に困ると思います。その辺の議論をこれからされなきゃ駄目だと。当然そうなる耕作放棄地も増えると思います。今までやっていたのが無駄になるのかなと感じがします。当然議論はこれから毎回毎回していければなと思います。

議 長 今後様々な研修会に行ったときに農家の意見や疑問をぶつけていくしかないのかなと思っております。その他ありませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので次に進みたいと思います。次に「議案第 1 1 号非農地証明交付申請の承認ついて」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第 1 1 号非農地証明交付申請の承認ついて」議案書により説明。
(詳細省略)

議 長 議案第 1 1 号について事務局より説明して頂きました。現地調査して頂いた委員さんからも補足説明願いたいと思います。受付番号 1 番を議席番号 1 2 番の柏木勲委員からお願いいたします。

1 2 番 1 2 番柏木です。調査月日は 2 月 2 8 日で調査員は 8 番三沢博隆委員、9 番佐藤茂延委員、1 0 番熊田進委員、1 1 番布田久人委員、事務局から長岐事務局長、金田副主幹、鈴木主査の 8 人で調査いたしました。なお関係者として所有者の S S さんの代理人として S M さんが参加しました。図面を見て下さい。非農地証明申請地とありまして、大野台工業団地の向かいにありました。道路よりおよそ 1 0 0 m 入ったところです。現況は杉林にはなっていますが、代理人の S M さんに聞いたら、この杉は約 4 0 年位経ったかなという話でありました。なので、何ら問題ないと見てきました。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 議案第11号について説明して頂きました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

9 番 9番佐藤です。私たちより会長の方が一番分かっているかと思いますが、この地域は毎回追認の形で申請されております。辺り全体が同じような状態であるのがわかっているにもかかわらず、毎回同じように追認申請があがってきます。これ以上どうにもならないのはわかりますが、どうにかして持って行かないとその都度、わざわざ5人も6人も行って分かっているのを調査する繰り返しになっております。どうにもならない気がしますが、何か対策ないですか。

議 長 何回か前の総会で説明したとおり「40年前後」に大野台開発というところから始まった件であります。この一帯は、ほとんど木がついている状態です。畑に木をつけないまま耕作している人もごく最近までいたというのは聞いたことがあります。そういう意味から40年くらい前につけた杉はほとんどが転用の手続きしようとしたのですが、それを止められた経緯があります。佐藤委員さんが話したとおり、そういうところは一括して全部非農地にできないのかと、それを農業委員会が一括して全部非農地にするということは不可能であります。ひとりひとりの申請を待つしかないのかなと農業委員会の立場としては考えます。

事務局 今回の場合ですと、その申請者が事務局に相談に見えて初めて分かった。それから申請をする手続きをしていただいたケースです。やはりその都度、分かったところからこういった申請をしていただくしかないのかなと考えております。

議 長 県の農林政策課にも経緯を話しておりますが、政策課の方ではいいですとは言いつらい。我々の立場でもいいよとは言いつらいが、やむを得ないでしょうという認識でいます。そして非農地証明の場合は、ここで審議し振興局に報告することとなっております。振興局の農林部長にも話をした結果、大野台の場合は40年も前からそういう経緯があって植林されているということなので、やはり非農地証明で対応するしかないということで理解は得ていますので、振興局に報告した段階では一切クレームはつかないと考えてはいます。ただ佐藤さんが言っている意味は分かります。1つ1つ出てくるのではなく、1回で全部処理してはどうかということも分かりますが、そうなると農業委員会ではなく市や県がやってかないとどうしようもならないのかなと考

えます。

16番 16番畠山です。個々に非農地とかの指導とか行っているのですか。

議長 暫時休憩いたします。

議長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第11号」についてご質問ご意見等何かございませんか。

(なしの声)

議長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第11号につきましては原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について」議案書により説明。

なお、ただいま説明しました5件につきましては、別添調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

(詳細省略)

議長 議案第12号について事務局より説明して頂きました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第12号につきましては原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第13号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第13号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」議案書により説明。

(詳細省略)

なお、ただいま説明した計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 「議案第13号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」につきまして、それぞれ説明が終わりました。質疑に入る前に利用権設定の受付番号1番から3番までと、それから32番から35番まで、36番から38番までを除いた、その他についてこれから質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

34番 34番春日です。所有権移転のことについてお聞きします。公益社団法人秋田県農業公社が所有権移転を受けるということですが、4月から農地中間管理機構が始まった場合の処理については、例えば「農地を売りました」「農地を買いました」「農地の賃貸借」等の関係で、そのまま移行になるのですか。

事務局 今回の質問に対してですが、農業公社は今までどおり農地の売買事業を引き続き行くと聞いております。中間管理機構で制度、法律は若干変更ありますが、それに公社売買の事業を対応させたまま公社売買の事業を引き続き行うことができるかと聞いております。以上です。

議 長 要するに最初は2本立てで行くと思われま。実際に中間管理機構が機能して細部まで内容が確定し、北秋田市に説明に来るのが6月か7月だと思います。それまでの間、公社が何もしないということにはならないので、4月1日からその事業が始まっても、実際に動くのはおそらく今年の夏以降だと考えております。ですから今のところは、公社売買はそのまま並行して行くと思われま。いつかの時点で一緒になるとは思いますが、今現在は、どこでくっつけるとか放すことはない。このまま並行して行くかと聞いております。

議 長 その他ございませんか。

7 番 7 番三沢です。利用権設定で伺いたいのですが、受付番号 5 1 番、5 2 番の関係のことです。公社を通して利用権設定するのと直接農協にいて利用権設定するのでは違いがあるのですか。貸しても借りてもいいんですが、公社を通して貸した方がメリットだとすればみんなそうするでしょうが、違いがあるのか教えて下さい。

議 長 事務局説明願います。

事務局 受付番号 5 1 番と 5 2 番の公社転貸の取り扱いですが。申請者は譲受人の K I さんは農業者年金受給者で再設定。10 年経過して再設定の時期となっております。それで以前は農業公社を通して A F さんへ貸していたため、農業者年金の加算分を受給されていた方です。これを維持するためには農業公社へ貸すか、もしくは農業生産法人へ貸す。その他は 60 歳以下の認定農業者へ貸すことが加算の条件であります。K I さんはこの他に受付番号 2 5 番でも半分くらい農地を貸していますが、この方は 60 歳以下の認定農業者ということで、公社を通さなくても加算が貰える。こちらの受付番号 5 1 番の件は、今度借り受ける方が 60 歳以上。認定農家であるのですが 60 歳以上でしたので、今まで農業公社を通すことによって農業者年金の加算が変わらず受給できるといったことから、こちらの受付番号 5 1 番、5 2 番は農業公社を通した利用権設定を結んでおります。農業公社ではなくて農地保有合理化法人の今の名前です。J A あきた北央でも可能です。転貸事業を行える法人ということです。農業公社を通すメリットというのは、今回の場合は農業者年金受給者が若干メリットあるのですが、特別これといったメリットはありません。

議 長 高い年金を維持していくためには、J A あきた北央であれば農協が一旦借りるために、農地保有合理化事業で借りています。それは公社にやらなくても農協転貸でもできる。その違いだと思います。その他ございませんか。

3 4 番 3 4 番春日です。今回は利用権設定に関連して、北秋田市で貸借情報についての情報提供を広報でお知らせしましたが、そのあとの反応はどうなっていますか。

事務局 賃借料情報の提供後の反応というのは、電話が数件あった程度と窓口で貸し借りの金額を聞かれた際に賃借料情報を提供していますと話しています。ですが、直接これといった問題もないですし、この金額でこちらからやりなさいと提示している金額ではないのでと説明して、1年間の推移ですと説明しているので特別問題はありません。

議長 その他ございませんか。

36番 36番藤岡です。所有権移転の受付番号5番について伺います。農業経営基盤強化促進法というのは、その地域の認定農業者あるいは担い手に農地を集積させて規模を拡大させるという趣旨で強化法があると思いますが、これを見ると北秋田市の旧合川の三里ですが、上小阿仁の人が取得するということですが本来公社が行うあっせん事業というのは、出来るだけ地域の人にあっせんする。いない場合は近隣の市町村と考えるのが順序かと思えますけど。どうしてもこの地域に受け手がいなかったというのなのかということの説明願います。

議長 事務局の説明願います。

事務局 受付番号5番についてですが、藤岡委員さんがおっしゃるとおりであります。まずは地域の認定農業者を優先するあっせん事業でございますが、譲渡人からすでに公社に移っております。譲渡人の希望として、できればまとめて買ってくれる人を探しているという話がありまして、そちらから農業公社を通して協議していった結果、まとめて購入していただける方がSHさんしかいなかったということです。公社売買の申請をまとめて購入していただけるSHさんへ譲り渡すということで申請になっております。またSHさんは北秋田市の認定農業者にも申請していて特別問題なく北秋田市の認定農業者にもなっております。以上です。

36番 北秋田市の認定農業者になったということは、どういう理由ですか。

事務局 北秋田市の基盤強化法で農地を取得できる規定に地域の認定農業者という決まりがありまして、まず北秋田市の認定農業者にもなっていただく必要があるということから北秋田市の認定農業者の名簿にも名前を載せておりま

す。以上です。

36番 36番藤岡です。上小阿仁の人が北秋田市の認定農業者になりたい理由はないと思いますが、それを聞くと、この売買の目的のために北秋田市の認定農業者の認定を受けたとなるような気がしています。公社というのは本来、あっせん事業を行うのが公社の仕事であって、最初からまとめて買う人じゃないと受けないというのは、公社の業務からすれば著しく逸脱している気がしますけどどうですか。本来地域の農地というのは、できるだけ地域の人にあっせんし面積が大きいとなれば、やはり地域の人に3件くらいに分けて買ってもらうとか地域に農地を残していくというのは本来の農業委員会の業務と思います。

8番 8番三沢です。上小阿仁のSHさんが北秋田市の認定農業者になったと聞いたのですが。耕作面積ゼロになっていますが、北秋田市の認定農業者になれるのですか。

事務局 現段階で北秋田市の耕作面積がゼロですが、申請の段階で上小阿仁の耕作面積を確認しております。上小阿仁には耕作面積がございます。認定農業者に申請する際は耕作面積ゼロでも認定農業者になれることになっております。5年後の経営改善計画を作成することで認定されます。

議長 暫時休憩いたします。

議長 休憩以前に引き続き会議をいたします。議席番号8番の三沢博隆委員からの質問にお答えをさせていただきます。

事務局 申請者SHさんですが、合計で15町歩の経営農地がございます。

36番 36番藤岡です。ここに支払期限とありますけど。SHさんの場合は9月9日と。普通公社売買ですと普通3ヶ月くらいがだと思いましたが、SHさんの場合は9月まで延びているが理由があるのか。

議長 事務局の説明願います。

事務局 受付番号5号の支払期限の件ですが、代金の支払いに金融公庫のスーパーL

資金を利用される場合、支払期限が延びております。その関係で受付番号5番の支払期限が9月9日となっており、受付番号4番は自己資金で支払うということです。支払期限が5月と公社の取り扱いとなっております。以上です。

議 長 その他ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第13号中利用権設定の受付番号1番から3番まで、それから32番から35番まで、36番から38番までを除いた、その他について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第13号中」利用権設定の受付番号1番から3番までについてはJA鷹巣町理事との関連がありますので議席番号4番簾内豊委員・9番佐藤茂延委員の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(4番簾内豊委員・9番佐藤茂延委員退席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第13号中」利用権設定の受付番号1番から3番までについて質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第13号中」利用権設定の受付番号1番から3番までについて、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩いたします。

(4 番簾内豊委員・9 番佐藤茂延委員入席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第 13 号中」利用権設定の受付番号 32 番から 35 番までについては議席番号 10 番熊田進委員さんとの関連がありますので退席を求めます。暫時休憩いたします。

(10 番熊田進委員退席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第 13 号中」利用権設定の受付番号 32 番から 35 番までについて質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第 13 号中」利用権設定の受付番号 32 番から 35 番までについて、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩いたします。

(10 番熊田進委員入席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第 13 号中」利用権設定の受付番号 36 番から 38 番までについては議席番号 1 番金田悦子委員さんとの関連がありますので退席を求めます。暫時休憩いたします。

(1 番金田悦子委員退席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第 13 号中」利用権設定の受付番号 36 番から 38 番までについて質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第13号中」利用権設定の受付番号36番から38番までについて、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩いたします。

(1 番金田悦子委員入席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第14号北秋田市農業委員会平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第14号北秋田市農業委員会平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」議案書により説明。

(詳細省略)

事務局 議案第14号について説明いたします。50ページから58ページまでが1年前に立てた平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価でございます。また59ページから62ページが平成26年度の目標及び達成に向けた活動計画となっております。こちらを今日の総会でみなさんに審議していただいて、特別問題なければ、4月1日から北秋田市のホームページにて一般の市民の人からの意見「パブリックコメント」を募集したいと思います。パブリックコメントを踏まえて、確定した計画を再度5月総会でみなさんに審議していただきます。それを最終的には東北農政局へ提出するというのが、農業委員会の適正な事務というので定められております。そのため今回この案をみなさんに審議していただきたく、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明が終わりましたが、これに対して少しの時間見ていただい

て、その上で質疑に入りたいと思います。随時意見がありましたら出して下さい。

7番 7番三沢です。56ページの担い手の集積の関係ですけれども。目標の立て方は何を根拠に計画していますか。

議長 事務局の説明願います。

事務局 56ページですが、目標の面積というのは市の基本構想で定められております認定農家の集積率を引用しております。それを目標にこの活動計画を定めております。以上です。

36番 36番藤岡です。1年間通して担い手の集積の実績が130ヘクタールマイナスと少なくなっておりますがどういうことですか。

議長 事務局の説明願います。

議長 暫時休憩をいたします。

議長 休憩以前に引き続き会議をいたします。藤岡委員さんからの説明にお答えをしたいと思います。事務局よろしく願いいたします。

事務局 56ページの2の(2)平成25年の目標及び実績をご覧ください。こちら先に説明しました、基本構想において年間476ヘクタールを認定農家に集積増やしていきましょうという計画で行ってききましたが、年間に476ヘクタールずつ認定農業者へ増やしていく計算では、平成28年までに65%の農地が認定農業者へ集積になるといったことから476ヘクタールを定めております。また次の②の実績ですが、認定農業者への集積の率、北秋田市の農地を認定農業者がどのくらい持っているかどうか、借りたり持ったりしているか集計したところ平成24年の実績が2,910ヘクタール。平成25年の実績が2,780ヘクタールで、平成24年から平成25年で130ヘクタール減ってしまいましたので、実績のところには減少130ヘクタール減少と記入させていただきました。こちらの状況から達成状況は減となっている。こちらの(1)のところは平成25年の計画として定めた数値です。それが計画を定めた段階では2,910ヘクタール認定農業者が集積してあったわ

けですが、今現在はそれから130ヘクタール少なくなりました。解約であるとか利用権の終期を迎えられて面積が減っているのがある。その結果130ヘクタール減って現在、集積率が27.31パーセントになっている。認定農家の面積の集積率が減っていると実績を記入しているのです。

議 長 「議案第14号北秋田市農業委員会平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価（案）及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」は4月1日から北秋田市のホームページにて一般の市民の人からの意見 パブリックコメントを募集したいと思いますのでご了承願います。そのほか皆さんからのご質問ご意見等何かございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第14号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長 異議なしと認め決定いたします。以上をもって、提出議案はすべて終了しました。これをもって「平成26年第4回北秋田市農業委員会総会」を終了いたします。